

2018年度

介護保険制度改革 のお知らせ

2017～2018年以降の介護保険制度の主な変更点をお知らせします。

今回の改正では、「高齢者が住み慣れた地域で生活をするためのサービスの充実」（地域包括ケアシステムの構築）と「制度を維持していくための費用負担の公平化」などが図られます。

制度改革にご理解をお願いいたします。

介護保険制度改革のポイント

2017～2018年度

【サービスの利用方法に関する主な変更点】

- 自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方の負担割合が3割に（2018年8月から）→P.2
- 福祉用具貸与の貸与価格を適正にするための制度変更（2018年4月から、10月から）→P.2
- 新しい介護保険施設として「介護医療院」を創設（2018年4月から）→P.3
- 高齢者と障がい者の両方にサービス提供するための「共生型サービス」を創設
(2018年4月から) →P.3

【費用に関する主な変更点】

- 低所得の高齢障がい者の方のための負担軽減（2018年4月から）→P.3
- 高齢介護サービス費の限度額の一部が変更（2017年8月から）→P.4
- 70歳以上の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額の一部が変更（2018年8月から）→P.4
- 40～64歳の方の被用者保険の介護保険料の算定方法が変更（2017年8月から段階的に施行）→P.4

【3年に1度の変更点として、下記の点も変更されます（2018年4月から）】

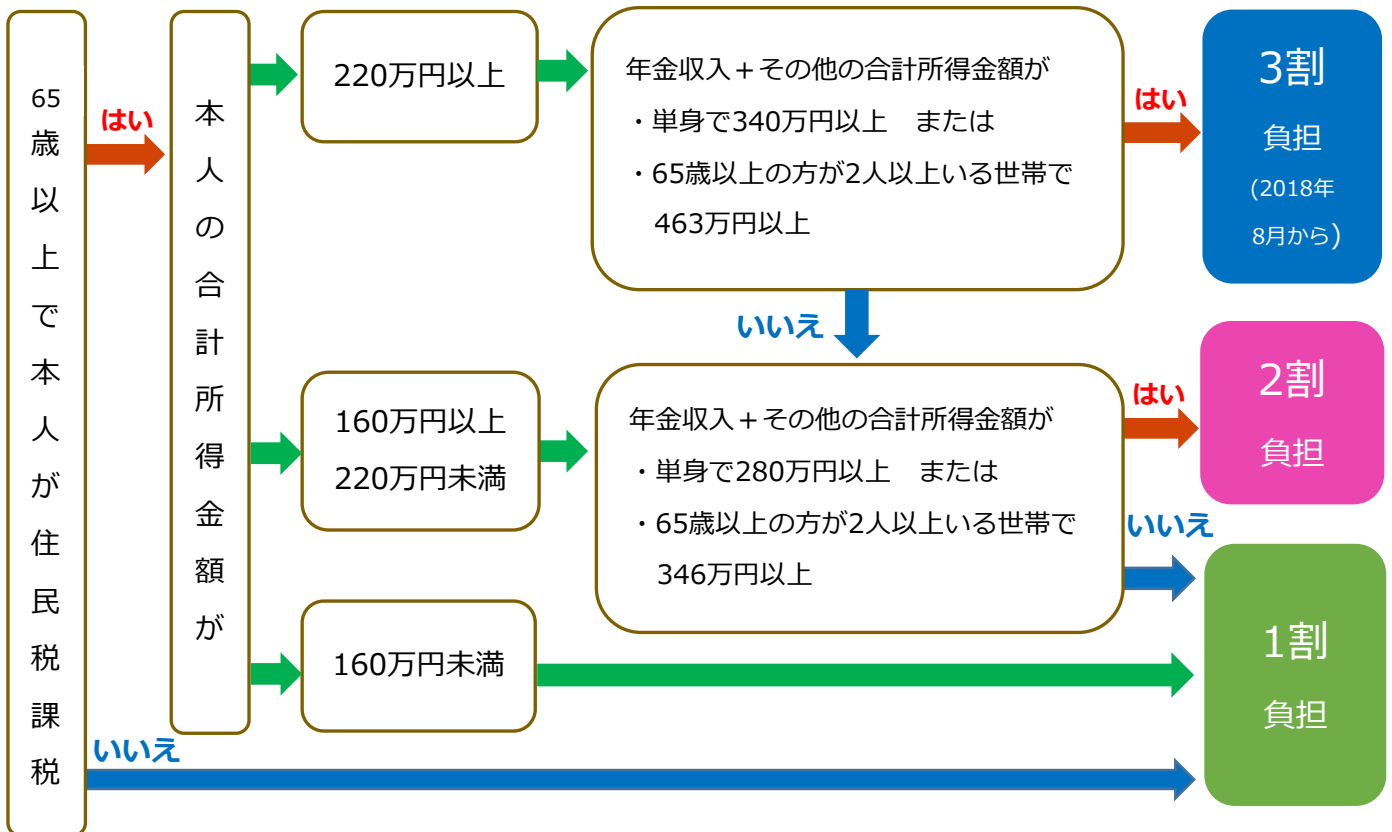
- 介護保険サービスを利用したときにかかる費用（報酬単価）
- 市区町村ごとに決まる介護保険料
(市区町村ごとの介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得に応じた負担をします)
- 65歳以上の方と40～64歳の方の介護保険料の負担割合
65歳以上の方の負担割合が22%から23%、40～64歳の方の負担割合は28%から27%に変更されます。
(負担割合は人口比率によって決まります)

今 治 市

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の一部を支払います。

2018年8月からは、介護保険のサービスの自己負担割合が2割の方のうち特に所得の高い方の負担割合は3割になります。

■ 自己負担割合の判定基準



※40歳から64歳の方は、1割負担です。

負担割合証

負担割合は負担割合証に記載されます。要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に7月末までに交付されます。

有効期間：1年間（8月1日～翌年7月31日）

要介護認定を受けた方は、月々の利用限度額の範囲内であれば、貸与（レンタル）価格の1～3割の自己負担で、福祉用具を借りられます。その貸与価格は、事業者が自由に設定していましたが、2018年10月からは商品ごとに上限額が設定されます。

そのほかにも、適正な価格で利用できるように制度が変更されました。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。
その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。（2018年10月から）
※上限を超えた価格での貸与は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。
- 福祉用具貸与の事業者には下記①、②が義務付けられました。
 - ①貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。（2018年4月から）
 - ②貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。（2018年10月から）

新しい介護保険施設として「介護医療院」を創設

2018年4月から

対象者 要介護1～5の方

介護医療院は、主に長期にわたり療養が必要な方が対象の介護保険施設です。「日常的な医療」や「看取り」の機能と、「生活施設」として介護（日常生活上の世話）の機能を兼ね備えた施設になります。

※2024年3月末に廃止が予定されている介護療養病床の転換先と位置付けられています。

1カ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	多床室	従来型個室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	24,090円	20,820円	24,600円
要介護2	27,330円	24,060円	27,840円
要介護3	34,320円	31,050円	34,830円
要介護4	37,290円	34,020円	37,800円
要介護5	39,960円	36,690円	40,470円

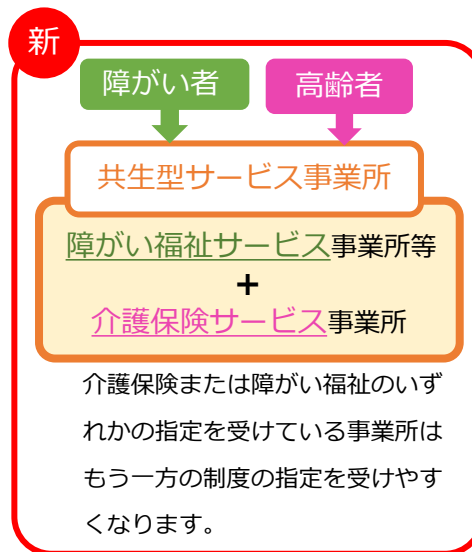
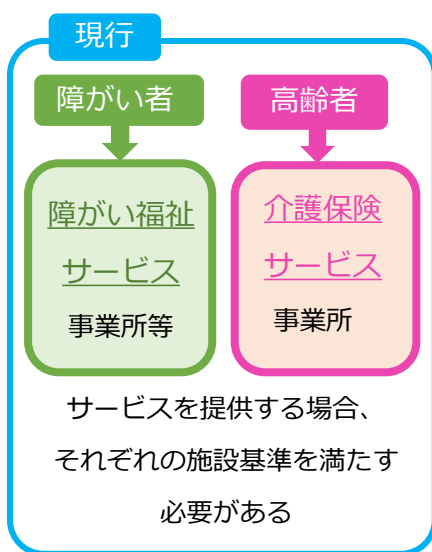
※費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。

高齢者と障がい者の両方にサービス提供するための「共生型サービス」を創設

2018年4月から

共生型サービスは、1つの事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取組です。これにより、高齢者と障がい者の方々が同一の事業所でサービスを受けやすくなります。



対象サービス

- 訪問介護
- (地域密着型)通所介護
- 短期入所生活介護 等

障がい福祉サービスを受けている方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました（65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため）。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

低所得の高齢障がい者の方のための負担軽減

2018年4月から

以下の要件を満たした方が障がい福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

詳しくは、今治市障がい福祉課にお問い合わせください。

要件

- ①介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
- ②障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
- ③障害支援区分2以上であった方
- ④住民税非課税者または生活保護世帯の方
- ⑤65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

障がい福祉サービスの事業所で障がい者がサービスを受ける場合、自己負担はありませんでした。それが介護保険サービスでは1割となることからこの制度が設けられました。

高額介護サービス費の限度額の一部が変更

2017年8月から

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が下記の限度額を超えたときは、超えた分が「**高額介護サービス費**」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、今治市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

【自己負担の限度額（月額）】2017年8月から

区分	限度額
医療保険制度における 現役並み所得者相当の方※	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)★
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・ 老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)

変更ポイント

★ 1割負担の方のみの世帯は、2017年8月から3年間、年間上限額（8月1日～翌年7月31日）が44万6,400円となります。

※ 同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。
ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「住民税課税世帯の方」に区分されます。

70歳以上の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額の一部が変更

2018年8月から

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（**高額医療・高額介護合算制度**）

- 給付を受けるには、今治市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

【医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）】70歳以上の方（後期高齢者医療制度の対象者も含む）

2018年7月まで

区分	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上の方)	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

2018年8月から

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円

変更ポイント

70歳以上で「現役並み所得者」の方は、新たに3つの区分に分けられ、限度額が変わります。
(2018年8月から)

40～64歳の方の被用者保険の介護保険料の算定方法が変更

2017年8月から段階的に

40～64歳（第2号被保険者）の被用者保険（職場の健康保険に加入している方等の保険）における介護保険料の算定方法が、保険者ごとの人数に応じた負担（加入者割）から、報酬に応じた負担（総報酬割）に変更されました。（2017年8月から段階的に施行）

総報酬割導入のスケジュール

	～2017年7月	2017年8月～	2018年度	2019年度	2020年度
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面（100%）